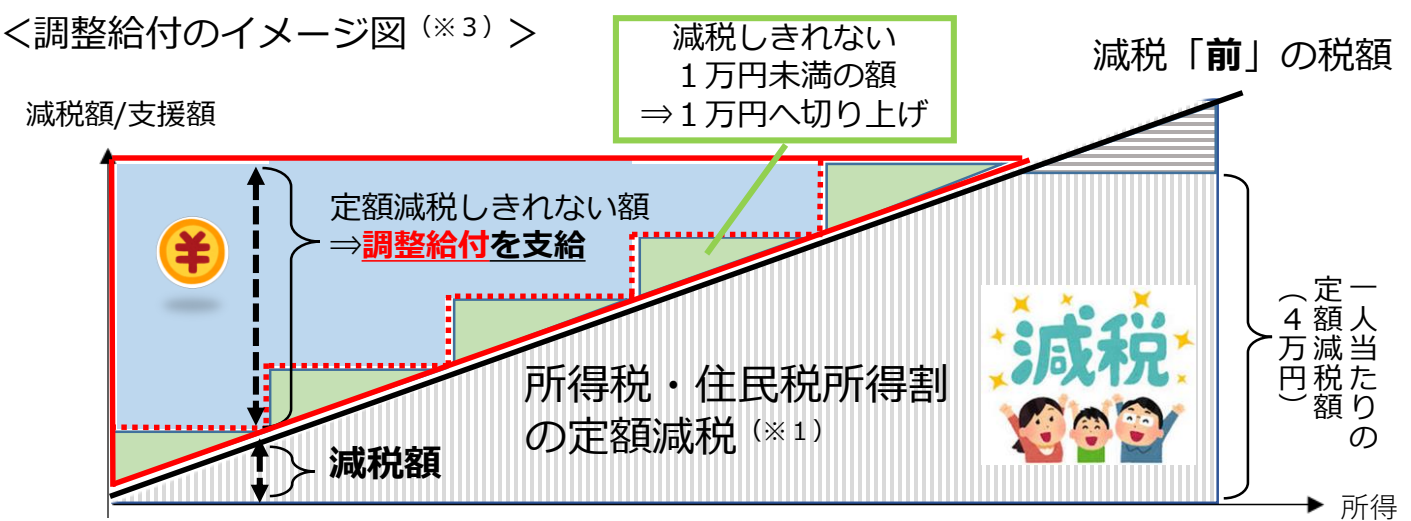


「定額減税補足給付金（調整給付）」 のご案内

調整給付とは？

- 令和6年6月から納税者および（税法上の）扶養親族1人につき、4万円（令和6年分の 所得税から3万円・令和6年度分の住民税所得割から1万円）の「**定額減税**」が行われます（※1）。
- その際、定額減税しきれないと見込まれる人に対しては、 当該定額減税しきれない額を1万円単位に切り上げて算定した「**調整給付**」が支給されます（※2）。



（※1）定額減税についての詳細は、所得税は国税庁HP、住民税は総務省HPや倉敷市市民税課HPをご覧ください。

（※2）調整給付は、国の算定ツールシステムで計算します。なお、R6年分所得税については未確定のため、R5年分所得等から推計した金額で計算します。R6年分推計所得税額とR6年度住民税所得割額により定額減税しきれないと見込まれる額を調整給付として、**R6年度に倉敷市から支給**します。その後、R6年分の所得税が確定した情報を得たのち、支給済の調整給付額に不足分があるときは、R7年度で不足分調整給付が支給されます。

（※3）所得税及び住民税所得割それぞれで定額減税しきれない額を算出し、両者を合算の上、1万円単位に切り上げた額が支給額となります。

支給対象者・支給金額について

- 所得税と住民税所得割のいずれか（又はいずれとも）税額があり、定額減税しきれない額が生じることが見込まれる方が、調整給付の支給対象者となります。
- 調整給付の支給・不支給の計算例は、以下のとおりです。
 - ＜例1＞ 単身世帯の扶養無で、所得税1万円・住民税所得割2万円（減税前）の納税者の場合
⇒ 所得税から1万円の減税、住民税所得割から1万円の減税が行われます。
・ **定額減税しきれない所得税分の2万円が、調整給付として支払われます。**
 - ＜例2＞ 単身世帯の扶養無で、所得税3万円・住民税所得割2万円（減税前）の納税者の場合
⇒ 所得税から3万円の減税、住民税所得割から1万円の減税が行われます。
・ **所得税と住民税共に定額減税しきれない税額が発生しないため、調整給付の対象者となりません。**

□ 支給金額は、個別の課税状況により異なるものであり、上記はあくまで一例です。

□ 所得税及び住民税において、**税法上の扶養親族**として申告されている人数が、定額減税及び調整給付の算出基礎となります。税法上の扶養についての詳細は、国税庁HPや倉敷市市民税課HPをご覧ください。

調整給付の流れ

住民税賦課期日（令和6年1月1日）に、倉敷市へ居住されていた人

※定額減税と調整給付は一体の制度です。賦課期日に倉敷市以外に居住されていた人は、令和6年度住民税課税地の市区町村へお問い合わせください。

マイナンバーに
公金受取口座登録済の人
(令和6年6月3日時点の登録情報)
※R5年度の給付金の口座情報含む

マイナンバーに
公金受取口座未登録の人
(マイナンバーカード未取得者も含みます)

「支給のお知らせ」 が届きます

記載内容を確認して、金融機関・口座情報
など変更がなければ、

手続不要です。

変更があれば手続きが必要。



書類の提出が必要です

「支給確認書」が倉敷市から届きます。
必要事項を記入のうえ、添付書類とともに
同封の封筒にて、提出期限までにご提出く
ださい。

提出期限：令和6年10月31日（木）

提出方法：郵送又は窓口で提出

受付窓口：本庁1階窓口



よくある質問

Q 確定申告等で税額が変更になったときの調整給付はどうなる？

A 調整給付は、令和7年度に再計算を実施予定です。再計算の結果、支給済の調整給付に不足額が生じた場合、不足分調整給付として、令和7年度に支給予定となります。
(今回の調整給付の算定に用いた所得税が推計値であることから、令和6年分所得税の確定情報を得たのち、令和6年度住民税と合わせて調整給付額を再計算します)

Q 所得税と住民税ともに非課税のときの調整給付は？

A 定額減税の対象となる所得税と住民税所得割がともになければ、調整給付はありません。

Q 確定申告等により非課税世帯（または均等割のみ課税世帯）となったときは？

A 令和6年度の低所得者等支援給付金（新たに非課税または均等割のみ課税世帯）の対象世帯となった場合、個別に低所得者等支援給付金の申請が必要となります。ただし、すでに（世帯内で）調整給付が支給済のときは、調整給付の返還が必要な場合があります。

注意事項

「定額減税しきれないと見込まれる方」への給付金（「調整給付」）の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便・メールがあった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(＃9110)にご連絡してください。



お問い合わせ先

倉敷市低所得・調整給付金専用コールセンター



0120-037-878

受付時間 平日9:00～17:00

※土日祝日を除く。

